

「地教行法」の一部改正による移管が基礎自治体のスポーツ行政組織におよぼす影響

スポーツビジネス研究領域

5016A026-1 竹内 健吾

研究指導教員：木村 和彦 教授

【序論】

近年、わが国における地方自治体のスポーツはこれまでの社会教育の一部であったスポーツから大きく転換してきている。各地方自治体において、健康や観光、産業等とスポーツを結び付け、スポーツを通じた地域・経済活性化（スポーツ庁,2016）を目指し、「スポーツによるまちづくり」を重要な政策として位置付けている自治体が増加している（青山,2009）。さらに2020年東京オリパラ開催に向け、各地方自治体は市民のスポーツへの関心とスポーツ参加への促進に活かそうと独自の施策を展開していること（池川,2017）や地方創生を期待したスポーツイベントの開催（スポーツイノベーションオンライン記事,2016年12月5日）等、今後も地方自治体におけるスポーツへの関心は高まっていくと考えられる。このように地方自治体において社会教育や学校体育といった従来の教育行政に留まらないスポーツ推進が展開されるようになる中、教育委員会制度見直しの流れと共に、スポーツ行政については首長のもとで一元的に所管し、総合性を担保する必要性の指摘がなされるようになった（中央教育審議会,2005等）。その結果、2007年度に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下、地教行法とする）の一部改正が行われた。この法改正によって今までは教育委員会にて所管してきたスポーツ行政事務を地方自治体の裁量によって首長部局へ移管することができるように、教育だけでなく健康、観光、産業等といった政策と連携したスポーツ推進をより実施しやすくなるとされている。

この移管によってスポーツ行政を首長部局で所管することには様々な効果が期待されている。先行研究を概観してみると、この移管による肯定的な影響としてスポーツ行政における総合性の確保・一元化やスポーツに関する新規事業の立案や予算編成への肯定的な影響（天野,2008）、多様な市民ニーズに対応しやすくなる可能性がある（成瀬,2008）こと等が挙げられている。実際に移管した自治体の議事録を確認すると上記の効果を期待し、移管を実施している自治体が多いことが見て取れる。また文部科学省や笹川スポーツ財団によって実施されている調査により、基礎自治体におけるスポーツ行政組織の所管現状についても徐々に明らかにされてきている。

しかし、先行研究において、都道府県や政令指定都市などの比較的大規模な自治体やJリーグの本拠地がある基礎自治体といった特定の自治体を対象としている（細田,2016）等、対象となる自治体が限定的である。また、ほとんどの文献が肯定的な影響に着目しているため、否定的な影響については明らか

にされていない。近年小規模な自治体においても移管が確認されるようになってきていること、議事録にて移管への否定的な影響が懸念されていることを鑑みると移管による影響をより包括的に把握する必要があると考えられる。さらに文部科学省や笹川スポーツ財団が明らかにした移管現状に関する調査についても、サンプル数が少ない点や人口区分、前年比の動向のみである点など、抽象度の高いデータが多く、その詳細を把握することができないのが現状である。

【研究目的】

本研究は、地教行法の一部改正によって可能となったスポーツ行政の移管に着目し、基礎自治体におけるスポーツ行政の移管現状を把握したうえ（研究①）、移管が基礎自治体におけるスポーツ行政にどのような影響をおよぼしたか明らかにする（研究②）ことを目的とする。

【研究方法】

研究①について、2016年8月～2017年1月の調査期間に全市区町村1741自治体のホームページ及び例規集、議事録等を閲覧し、全基礎自治体におけるスポーツ推進を担当する所管組織、人口、移管を実施している自治体はその移管年度について悉皆調査を実施した。

研究②について、2017年11月8日から2018年1月15日の調査期間に「スポーツ振興に関する全自治体調査（笹川スポーツ財団,2015）」、「地域スポーツに関する基礎データ集（文部科学省,2015）」、第一期スポーツ基本計画（2012）及び各基礎自治体の策定しているスポーツ関連計画の内容を参考に作成した調査票を研究①にて把握した全国の基礎自治体においてスポーツ推進を担当する部局（首長部局189、教育委員会205）を対象に郵送調査を実施した。

【分析方法】

研究②で自由記述にて記載された移管による肯定的な影響及び否定的な影響について、スポーツマネジメントを専攻する教員1名および大学院生1名及び筆者にてKJ法（川喜田,1967）による分類を行った。首長部局と教育委員会のスポーツ推進状況についてはt検定及びクロス集計によるカイ二乗検定を用いた分析比較を実施した。スポーツ推進における重要度及び達成度の平均値の比較については、t検定に加え、IP分析（Marilla & Jame,1977）を用いて、人口区分ごとに分布比較を実施した。なお、中点は菊池（1997）を参考に重要度と達成度の平均値とした。

【研究①：結果及び考察】

全基礎自治体におけるスポーツ行政組織の所管現状について、悉皆調査を実施した。その結果、依然

としてスポーツ行政を教育委員会が所管している自治体が全体の約 87.2%と大半を占めているものの、地教行法の一部改正による移管によって首長部局で所管している自治体も約 11.1%となっていることが確認された。また、人口区分別の移管現状を確認すると 10 万人未満の比較的小規模な自治体においても移管が行われていること（図 1）、毎年度移管を実施している自治体が存在することが明らかとなった。

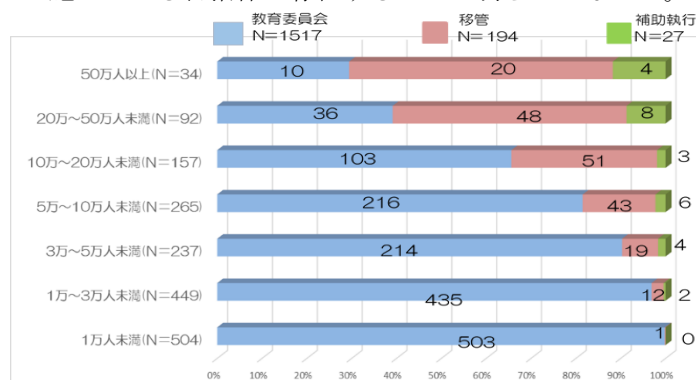


図 1 人口規模別の移管自治体

【研究②：結果及び考察】

(1) 基本的属性

首長部局 117 自治体、教育委員会 124 自治体の計 241 自治体のサンプルを回収でき、回収率は 61.1%であった。

(2) 移管による肯定的な影響及び否定的な影響

移管による肯定的な影響及び否定的な影響について、KJ 法を用いた分類を行った。その結果、「組織内の連携強化」や「予算の拡大」、「外部（組織）との連携強化」といった組織マネジメントへの肯定的な影響など、多くの肯定的な影響が確認された。一方、「教育委員会との連携不足・関係希薄化」や「学校体育との連携不足・関係希薄化」といった「教育関連機関との連携への否定的な影響」や「既存事業の衰退」、「責任所在の不明確化」、「スポーツ推進の縦割り化」等、否定的な影響も確認された。

以上の結果から、実際に期待されていた肯定的な影響を享受できているものの、否定的な影響も多く顕在化していることが確認された。法改正時から教育委員会との連携を問題視する指摘が多くなされてきたにも関わらず、実際に教育委員会との連携不足や関係の希薄化が生じていることが明らかとなった。

(3) スポーツ推進状況の定量的な比較分析

首長部局と教育委員会におけるスポーツ推進状況の定量的な比較分析を行った結果、「専任職員数」、「スポーツ実施率の把握有無」、「スポーツ推進に関する関連計画の策定有無」について、有意差な関係が示された。「専任職員数」については、人口区分別にも平均値比較を行ったところ、「5～10 万人以上」、「5 万人未満」において、有意差が確認されたことから小規模な自治体において首長部局のスポーツ担当職員が多い傾向が示唆された。また、「スポーツ実施率の把握有無」については、いずれも首長部局の方が教育委員会よりも実施率を把握している自治体が多いことがわかった。「スポーツ関連計画の策定有無」についても首長部局の方が策定している自治体が多いことが確認された。

(4) 政策目標における重要度及び達成度の比較分析

全自治体における首長部局と教育委員会の平均値を比較すると、「重要度」及び「達成度」において、「観戦型スポーツイベント（大会）の誘致・開催」、「東京オリパラに向けた取り組みの強化・充実」、「プロスポーツ団体との連携・協働」の項目に有意差が見られた（図 2）。特に 20 万人以上の自治体においては「東京オリパラに向けた取り組みの強化・充実」、「プロスポーツ団体との連携・協働」が、5 万～10 万人以上の自治体においては「観戦型スポーツイベント（大会）の誘致」、「スポーツによる観光誘致・交流人口の増進」が重要度も高く、達成度も高いことが明らかとなり、移管による肯定的な影響が生じている可能性が示唆された。

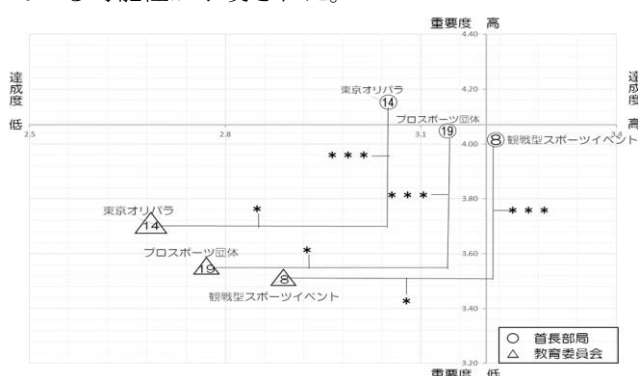


図 2 全自治体における項目 8、14、19 の I/P 分析結果

一方で 10 万～20 万人以上の I/P 分析を確認すると首長部局の 7 つの項目が 4 象限の左上「重要度：高、達成度：低」に布置している。この人口区分の移管した自治体では重要と考えていても十分に達成できていない項目が多くなる傾向があると推測される。また 5 万人未満の I/P 分析を確認すると右上「重要度：高、達成度：低」に教育委員会は 15 項目布置されているのに対し、首長部局は 8 項目にとどまっている。さらに 5 万人未満の自治体では首長部局に移管した自治体の「学校体育施設の有効活用」や「学校体育・部活動の支援・充実」において重要度が低くなっていることから、教育関連機関との連携不足や希薄化が影響している可能性も示唆された。

【結論】

本研究は、地教行法の一部改正によって可能となったスポーツ行政の移管に着目し、基礎自治体における移管現状を把握した上で、移管による影響を明らかにした。結果から実際に移管に期待されていた肯定的な影響が生じていることが明らかとなった。一方で教育委員会と学校体育との連携不足等といった否定的な影響も指摘され、さらに人口区分によって重要度は高くなっているにもかかわらず達成できていない自治体も確認されたことから、首長部局で所管することがスポーツを推進する上での行政課題となってしまう可能性も示唆された。

本研究で明らかとなった移管による影響を踏まえた上で、基礎自治体では安易にスポーツ行政を移管せず、地域の社会的諸資源といった実情やスポーツ推進の方向性をしっかりと考慮し、それぞれの自治体にふさわしいスポーツ行政組織を検討することが望ましいと考える。